



平成29年9月7日

駿河海岸、富士海岸（蒲原工区）における 海岸協力団体を募集します！

- ◆海岸協力団体制度とは、自発的に海岸の維持、海岸環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ◆海岸協力団体としての活動を適正かつ確実に行う事ができると認められる法人等が対象となり、海岸管理者（国土交通大臣が工事を施工する区間は、国土交通大臣。）に対して申請を行います。申請を受けた海岸管理者は、適正な審査のうえ、海岸協力団体として指定します。

対象となる区間

【 駿河海岸 】

焼津市田尻北から牧之原市細江地先の海岸保全区域

【 富士海岸（蒲原工区） 】

富士川河口の西から静岡市清水区蒲原堰沢地先の海岸保全区域

募集期間：平成29年9月11日（月）～平成29年10月13日（金）

募集要項等：静岡河川事務所HPをご確認下さい

配布先：静岡県政記者クラブ



駿河海岸

■問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所

海岸課 土屋 郁夫

電話 (054) 273-9103

FAX (054) 273-9216

※ 同様の内容は下記HP「記者発表」でご覧いただけます。

<http://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/>



駿河海岸・富士海岸(蒲原工区)における 海岸協力団体を募集します！

募集期間：平成29年9月11日～平成29年10月13日

■海岸協力団体の活動内容の一例



海岸植生の保護



希少種保護（ウミガメの保護）



海岸環境の維持（清掃活動）



調査研究



環境教育活動

1. 海岸協力団体の業務

(1) 海岸協力団体の業務として期待している具体的な活動内容

- ① 海岸管理者に協力して行う海岸工事又は海岸の維持
- ② 海岸の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- ③ 海岸の管理に関する調査研究
- ④ 海岸の管理に関する知識の普及及び啓発

(2) 対象となる区間

駿河海岸 焼津市田尻北地先から牧之原市細江地先の海岸保全区域
富士海岸(蒲原工区) 富士川河口の西から静岡市清水区蒲原堰沢地先の海岸保全区域

2. 資格および申請書類

駿河海岸・富士海岸(蒲原工区) 海岸協力団体 募集要項をご確認ください。
なお、募集要項については静岡河川事務所HPをご確認下さい。

(URL：www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/03_kaigan/08_dantai/index.pdf)

問い合わせ先：静岡河川事務所 海岸課 TEL：054-273-9103